

けい かく

浜田市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

む がい よう ばん

こども向け概要版



れい わ ねん がつ
令和7年3月
は ま だ し
浜田市

なぜ、こども計画を作ることになったのか

「こども基本法」という法律が新しく作られ、憲法や子どもの権利条約の考えをもとに、住んでいるまちが「こどもまんなか社会」になるための計画を作ることが定められました。

こどもまんなか社会とは

すべてのこども・若者がひとりの人間として大切に扱われ、身体的・精神的・社会的に幸福(ウェルビーイング)な生活を送ることができる社会です。

子どもの権利条約

こどもの権利を守るために決められた世界共通の約束で、「差別のないこと」、「こどもに一番よいこと」、「命を守られ成長できること」、「自由に意見を出せること」の4つの考えを大事にしています。



こどもの権利

すべてのこどもが、ひとりの人間としての権利(人権)をもっています。こどもの権利を大きく分けると「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つがあります。

こども計画ってなに？

こども計画では、子育てをしている家庭や、こどもたちを支えるための取組をまとめ、すべてのこどもたちが自分らしく成長し、安心して幸せに暮らせるようになることを目的としています。



こども計画の特徴

- こども計画には、こどもたちに「浜田市がこうなってほしいな」ということについてアンケートをして、その意見を取り入れています。
- こども計画では、こどもの成長に合わせて、市がどんな取組をしているかわかるようにまとめています。

はま だ し けい かく 浜田市こども計画がめざすもの

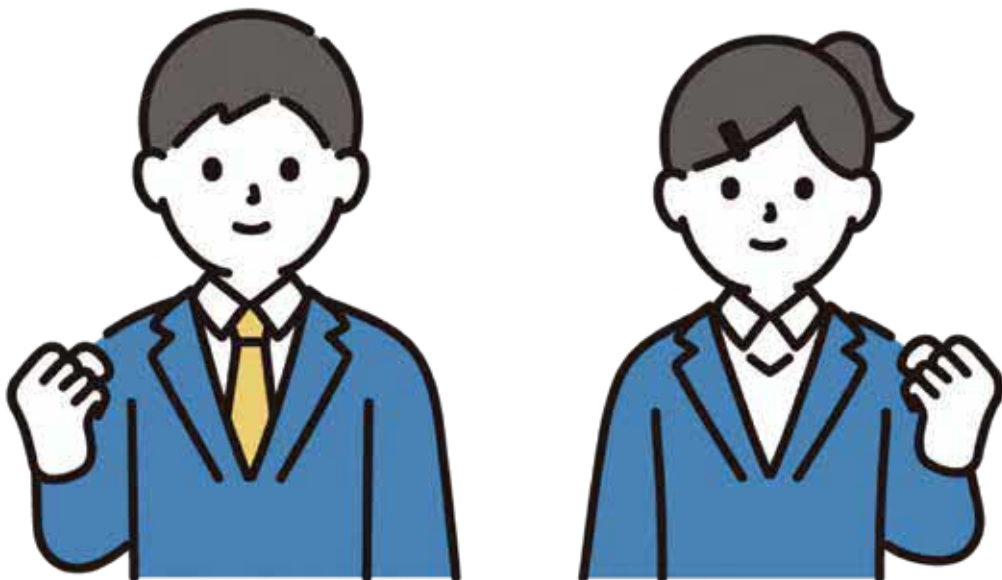
し すがた き ほん り ねん さだ
市のめざす姿として基本理念を定めました。

わか もの こどもや若者が じ ぶん い 自分らしく生きるまちへ

か てい ち いき しゃ かい ぜん たい ささ え がお
～家庭・地域・社会全体で支えあうみんなの笑顔～

これまで浜田市はめざすまちの姿を、「健康でいきいきと暮らせるまち」「夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」としていましたが、これといっしょに、「こどもまんなか社会」をめざすことになりました。

その実現に向けて、それぞれの家庭や地域、そして社会全体でこどもや保護者を支えることで、笑顔あふれるまちとなり「こどもや若者が自分らしく生きるまちへ」つながることをめざしています。



き ほん り ねん じつ げん

基本理念を実現するために、6つの視点で重点取組をつくりました。

し てん じゅうてんとくりくみ

き ほん り ねん

基本理念

とお し てん
ライフステージを通した視点

たん じょう まえ よう じ き し てん
こどもの誕生前から幼児期における視点

がく どう き し しゅん き し てん
学童期・思春期における視点

せい ねん き し てん
青年期における視点

こ そだ とう じ しゃ し てん
子育て当事者への視点

わか もの しゃかい さんかく い けん はん えい し てん
こども・若者の社会参画・意見反映の視点

じゅう てん とり くみ

重点取組

① こども・若者が自分らしく育つ支援

② 教育・保育事業の多様なニーズへの対応

③ こども・保護者が希望をもって過ごせる地域づくり

④ とともに支え合い 誰ひとり取り残さない支援



6つの視点^{してん}ごとに、それぞれの取組^{とりくみ}を進め^{すす}ます。

1. すべての人^{ひと}への取組^{とりくみ} (ライフステージを通^{とお}した取組^{とりくみ})

おも とりくみ 主な取組

- 遊び^{あそ}やボランティア活動^{かつどう}を通じて^{つう}多様な^{たよう}体験活^{たいけん}動^{かつ}ができる環境^{かんきよう}づくりを進め^{すす}ます。
- こども家庭^{かてい}センターが中心^{ちゅうしん}となり、こどもが健^{すこ}やかに成長^{せいちょう}できるように地域^ち全体^{いきぜんたい}が連携^{れんけい}します。



2. 生まれる前^うから5歳^{まえ}くらいの人^{さい}への取組^{ひと} (こどもの誕生^{たんじょう}前から幼児^{ようじ}期^きにおける取組^{とりくみ})

おも とりくみ 主な取組

- 妊婦^{にんぶ}と赤ちゃん^{あか}の健康^{けんこう}状態^{じょうたい}の確認^{かくにん}や困り^{こま}ごとの相談^{そうだん}にのります。
- こどもにとって安全^{あんぜん}・安心^{あんしん}な環境^{かんきよう}となるように幼稚園^{ようちえん}、保育所^{ほいくしょ}、認定^{にんてい}こども園^{えん}を運営^{うんえい}します。



うな取組をするの?

3. 小・中学生への取組(学童期・思春期における取組)

おも とりくみ 主な取組

- 放課後児童クラブの運営など、こどもの声を聴きながら居場所づくりの整備を進めます。
- こどもの悩みやつらいことを、大人に相談できる環境をつくれます。



4. 高校生以上の若者(16歳～39歳)への取組(青年期における取組)

おも とりくみ 主な取組

- 若者の働きやすい環境づくりなど、安定した生活ができるようにサポートします。
- 出会いの機会・場の創出支援、結婚新生活応援金等を給付します。



5. 保護者や子育て関係者への取組(子育て当事者への取組)

おも とりくみ 主な取組

- 子育てや教育にかかるお金の負担が少なくなるようにします。
- 困難や悩みを抱えている家庭の相談にのり、必要なサポートをします。



6. こども・若者の社会参画・意見反映の取組

おも とりくみ 主な取組

- こどもの権利に関する理解を深め、大人にも分かってもらうための取組を行います。
- こどもの意見を聴くための機会や場をつくる取組を行います。



はま だ し けい かく れい わ ねん ど れい わ ねん ど
浜田市こども計画【令和7年度～令和11年度】

む がいよう ばん
こども向け概要版

れい わ ねん がつ
令和7年3月

はっ こう はま だ し けん こう ふく し ぶ こ こ そだ し えん か
発行：浜田市 健康福祉部 子ども・子育て支援課

しま ね けん はま だ し との まち ばん ち
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL:0855-25-9331